

国際的な会計基準における金融資産の保有目的の変更について

IASBは、2008年10月13日に「金融資産の再分類」－IAS第39号「金融商品：認識と測定」及びIFRS第7号「金融商品：開示」の修正を公表した。（仮訳については、別添参照）

	今回の改正基準
証券について ¹ 、トレーディング分類（純利益を通じて公正価値で測定する分類）からの再分類(50B項)	稀な状況においてのみ、可能
貸付金及び債権について ² 、トレーディング分類（純利益を通じて公正価値で測定する分類）からの再分類(50D項)	企業が予見可能な将来又は満期まで金融資産を保有する意思及び能力を有している場合、可能
公正価値オプションを適用した金融資産（当初認識時に、企業が純利益を通じて公正価値で測定すると指定した金融資産）(50(b)項)からの再分類	不可（純利益を通じて公正価値で測定する分類を当初認識時に指定した場合には再分類することはできない）

（背景）

IASBは、IFRSを適用する企業に対しても、SFAS115及びSFAS65で許容されているのと同様に、金融資産をトレーディング目的保有分類から再分類ができるよう検討することを要請され、対応した（BC11E項、BC104A項）。

米国会計基準

- ・SFAS115－有価証券が、稀な状況において、トレーディング分類からの再分類されることを許容
- ・SFAS65－企業が貸付金を予見可能な将来又は満期まで保有し続ける意思と能力を有する場合、当該貸付金が売却目的保有分類から再分類されることを許容

IAS39－トレーディング目的保有に分類された金融資産の再分類を認める定めはない。

（デュープロセス）

市場の状況に照らして緊急に対処するよう要請されていることから、IASC財団のトラスティーとの協議を経て、ボードはこの修正を公開草案を経ることなく直接公表した(BC104E項)。

（適用時期）

2008年7月1日から修正を適用する（103G項）。

¹ 金融資産がもはや近い将来に売却又は買戻しを行うという目的で保有されていない場合が条件とされている（50(c)項）。

² 脚注1と同様の条件が付されている（50(c)項）。また、当初認識時にトレーディング目的保有への分類を要求されていなかったならば貸付金又は債権の定義を満たしていたであろう場合が条件とされている（50D項）。